

回 答 書

件 名	東区土木センター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 7 年 10 月 21 日	開 札 日	令和 7 年 10 月 29 日

本 市 回 答 欄

Q 1 契約保証金の免除について、「過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、2023 年度（2023 年 4 月 1 日）～2024 年度（2025 年 3 月 31 日）の間にリースが満了している契約でしょうか。それとも 2023 年度～2024 年度に契約を締結している実績であれば問題ないでしょうか。

A 1 過去 2 年とは、契約締結時点を起点にさかのぼった期間になりますので、例えば令和 7 年（2025 年）12 月 1 日契約締結の場合は、令和 5 年（2023 年）12 月 1 日～令和 7 年（2025 年）11 月 30 日の期間となり、その間に履行を完了したものが対象となります。

Q 2 本件はリース満了時に物件を返却もしくは再リースで物件の利用ができる所有権移転外ファイナンスリースであると考えてよろしいでしょうか。それとも、物件は無償で貴市に譲渡する譲渡条件付きのリースでしょうか。

A 2 お見込のとおり、所有権移転外ファイナンスリースとなります。

Q 3 リース満了時に物件を返却する契約の場合、引揚げ費用とパソコンのデータ消去費用はリース会社負担でしょうか。また物件を 1 か所にまとめて置いていただくことは可能でしょうか。

A 3 お見込のとおり、リース会社負担となります。なお、1 か所へのまとめ置きは可能です。

Q 4 リース会社でパソコンのデータ消去する場合、物理破壊ではなく引き揚げ後にソフトを使用して消去し、後日データ消去証明書を提出する方法でよろしいでしょうか。

A 4 お見込のとおりです。

Q 5 物件無償譲渡の場合、リース期間中の物件の固定資産税はリース会社が負担しないと考えてよろしいでしょうか。

A 5 リース期間満了時は物件の返却または再リースとし、物件無償譲渡ではありません。

本 市 回 答 欄

Q 6 既存の電話設備はリース物件でしょうか。

A 6 買い上げです。

Q7 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。

A7 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q8 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。

A8 適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払います。

Q9 保守については、専門の保守業者に再委託させていただきますので、事前に再委託届を提出させていただきますがよろしいでしょうか。

A9 再委託をする場合は、契約締結後、再委託届の提出をお願いいたします。